

## 75歳以上の方へ大事なお知らせです 後期高齢者医療保険料率改定について

**問** 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

後期高齢者医療保険料率は、医療給付費の支出等の動向を踏まえて2年に1度見直すこととされており、令和4年度は見直しの年にあたります。

後期高齢者医療制度に加入されている方の医療給付費は、みなさまに納めていただく後期高齢者医療保険料（約1割）のほか、若い世代が負担する後期高齢者支援金（約4割）や公費（約5割）でまかなわれています。

後期高齢者医療制度に加入されている方を支える若い世代の割合の減少により、令和4年度・5年度の保険料率について以下のとおり引き上げることになりました。

○後期高齢者医療保険料率が変わります。

令和2・3年度	年間保険料額 (限度額 64万円)	=	均等割額 52,300円	+	所得割額 基礎控除後の総所得金額等 × 10.06%
↓					
令和4・5年度	年間保険料額 (限度額 66万円)	=	均等割額 54,100円	+	所得割額 基礎控除後の総所得金額等 × 10.23%

## 令和4年度に76歳になられる方へ 76歳歯科健診（歯あわせ健診）を受けましょう

**問** 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、令和4年度に76歳になる方を対象にした歯科健診（歯あわせ健診）を実施します。対象者には4月に受診券を送付します。

- ▽対象者 昭和21年4月1日から昭和22年3月31日生まれの方  
※令和4年3月末までに県外から転入された方のうち、令和3年度中に76歳になった方も対象です。  
※介護施設等に入所されている方は対象外です。
- ▽健診内容 歯・粘膜・顎関節の状況、かみ合わせや義歯の状態確認、飲み込みテスト、頬のふくらまし検査など
- ▽実施期間 令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）
- ▽費用 無料（健診受診後に行われる治療については有料）
- ▽実施場所 佐賀県内の歯科医院（一部受診できない機関あり）
- ▽受診方法 歯科医院に電話でご予約の上、受診してください。

## 国民年金保険料 学生納付特例制度について

**問** 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し納付をしなければなりません。しかし、学生本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程）等に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式による額以下であることが条件になります。

＜所得の目安＞  $128 \text{万円 (令和2年度分以前は } 118 \text{万円)} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$

令和3年度に当制度により保険料の納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方は、学生納付特例申請書（はがき）が送付されます。このはがきに必要事項を記入し返送することで、令和4年度の申請ができます。4月中にはがきが送付されなかった場合は、おたずねください。

▽必要書類 学生証又は在学証明書、マイナンバーと身元が確認できる書類

## ■ 4月から要介護認定申請のときに 医療保険（健康保険）情報の記載が必要になります

**問** 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 認定係 ☎0942-81-3315

令和4年4月1日から要介護認定申請をされる際、申請書に健康保険被保険者証の医療保険情報の記載も必要になります。要介護認定申請の際は、次のものをご準備ください。

### ◆窓口で申請される場合

- ・要介護・要支援認定申請書（申請窓口に備え付けています。）
- ・介護保険被保険者証（原本）
- ・健康保険被保険者証
- ・マイナンバーカード（又は通知カード等）

※第2号被保険者の方についてはこれまで同様、健康保険被保険者証の写しの添付が必要です。

## ■ 4月から 介護保険料がコンビニで収納できるようになりました

**問** 鳥栖地区広域市町村圏組合 総務課 介護保険料係 ☎0942-85-3637

令和4年4月から介護保険料をコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ決済で納付が可能となりました。

休日、夜間等にかかわらず、いつでも介護保険料を納付することができます。

ご利用できるのは、令和4年4月以降に発行したバーコード付きの納付書になります。

これまでどおり、指定の金融機関や九州圏内（沖縄県を除く）の郵便局でも納めることができます。

## 新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ 国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金を支給します

**問** 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給します。

### ▽対象者

次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために労務に服することができない方
- ・給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方

### ▽支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

### ▽支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数）× 2/3 × 支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額を調整又は不支給となる場合があります。

### ▽適用期間

※期間が延長になりました。

令和2年1月1日から令和4年6月30日まで（入院等が継続する場合は、最長1年6か月まで）

### ▽申請方法

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書（受診しなかった場合は不要）等

※事前に電話でお問い合わせください。